

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 ほか31名

被告 埼玉県知事 ほか1名

## 準備書面(7)

2006(平成18)年9月13日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 野本 夏生

ほか

原告らは、被告らによる本案前抗弁のうち、訴状請求の趣旨第2項に関する主張について、下記のとおり、反論を準備する。

### 記

#### 1、被告の主張

被告は、ダム使用权は、特定多目的ダム法(以下、特ダム法と言う。)上、物権とみなされてはいるが(同法20条)、この権利は国土交通大臣がダム使用权の設定予定者にその設定をしたときに発生するものであり(同法17条)、現時点においては、県はダム使用权設定を申請したことにより「ダム使用权の設定予定者」となっただけであるところ、この「ダム使用权設定予定者」の地位は「公有財産」(地方自治法第238条)にはあらず、また、「債権」(同法第240条)、「物品」(同法239条)、「基金」(241条)のいずれにも当たらないことは明らかであるから、本件の財産の管理を怠る事実の違法確認を求める訴えは、不適法却下を免れないと

主張している。

しかし、被告のこの主張は失当である。

## 2、地方自治法238条の法意

公有財産の範囲と内容を定める地方自治法238条は、昭和38年の法改正によって新設された規定であり、その趣旨とするところは、公有財産と物品及び債権との区分を明らかにすることにより、公有財産の適正な管理を可能にするというものである。

そうであるとすれば、一方では公有財産の範囲は明確であることは確かに必要であるが、他方では、一定の財産的価値を持ち、財産として管理する必要があると認められるものについては、できるだけ財産管理の対象に含めることが要請されるというべきである。

## 3、「ダム使用権の設定予定者」の法的地位

ダム使用権の財産性を検討するに際し、まず、ダム使用権設定予定者が如何なる法的地位を有しているのかを見ておく必要がある。

(1) 「ダム使用権の設定予定者」の地位は、単に設定申請を行えば認められるというものではなく、特ダム法15条2項が定めるダム使用権の設定要件（同法15条2項）に適合していることが要求される（同法5条）。

そして、国土交通大臣は、ダムの建設を完了したときは、直ちにダム使用権の設定予定者にダム使用権を設定するよう義務づけられるから（法17条）、ダム使用権の設定予定者は、法15条2項の設定要件を充足する限り、将来ダム使用権の設定を受ける排他的権利を確保していることになる。

(2) また、ダム使用権設定予定者は、ダム使用権設定前であっても、国土交通大臣の許可を受ければダムによる流水を特定用途に供することができる（法13条）。大臣の許可という留保はあるものの、ダム使用権と基本的には同質の権利を確保していると言える。

(3) さらに、ダム使用権設定予定者は、国土交通大臣がダムの基本計画を作成、変更又は廃止しようとするときは、予め意見聴取を行う対象として取り扱われ(法4条4項)、他方、基本計画の中に規定されることにより、ダム建設に要する所定の負担金を納付する義務を負う主体とされる(法7条)。

以上のように、ダム使用権設定予定者は、ダム使用権と同質の権利を有し、その権利に対応した義務も負担しているところ、こうした権利・義務の主体となるダム使用権設定予定者は、国土交通大臣が作成する基本計画の中に、当該多目的ダムの位置・名称、規模・形式、貯留量等と並んで規定され、公示性も保障されているのである(法4条2項5号)。

#### 4、「ダム使用権の設定予定者の地位」と地方自治法238条1項4号

地方自治法238条1項4号は、「地上権、地役権、鉱業権その他これに準ずる権利」を公有財産の一つとして規定している。地上権・地役権は民法上の物権(民法265条、同280条)であり、鉱業権は鉱業法上の権利(鉱業法5条)であり、いずれも使用収益権能を内容とする用益物権とされるものであるから、「その他これに準ずる権利」も用益物権としての性格を備えた権利を意味するものと解される。

「ダム使用権の設定予定者の地位」は、前項で指摘したとおり、将来ダム使用権を排他的に確実に確保できる地位であり、かつ、許可を受けさえすれば実際にダムによる流水を特定用途に供することができる権利であるから、用益物権に類似した実質を伴う権利であると言える。

従って、「ダム使用権の設定予定者の地位」は、地方自治法238条1項4号の「その他これに準ずる権利」として公有財産に含まれると解すべきである。

#### 5、「ダム使用権の設定予定者の地位」と地方自治法238条1項7号

また、地方自治法238条1項7号は、「出資による権利」を公有財産の一つとして規定している。

ダム使用権設定予定者は、基本計画の中でダム使用権設定予定者として規定され、当該ダムの建設費用を負担することによって、第3項で説明した包括的な地位を取得する。他方、ダム使用権設定申請を取り下げることによってダム事業から撤

退をする場合には、それまでに納付していた負担金はダム使用权設定予定者のもとに還付される（特ダム法12条。なお、ダム事業から撤退をする場合、具体的にどれだけの負担金が還付を受けられるかに関しては、これまで規定が置かれていなかったが、平成16年の特定多目的ダム法施行令の改正により、費用清算のルールが明確化されるに至っている〔施行令14条の2、1条の2〕）。

このようなダム使用权設定予定者の地位は、地方自治法238条1項7号の「出資による権利」にも該当すると言える。

#### 6、ダム使用权の会計処理

ダム使用权設定予定者となった被告は、これまでも、特ダム法12条に基づき、ハツ場ダムの建設工事について建設工事負担金の支出を行ってきている。

この既支出の建設負担金は、被告が作成する水道用水供給事業貸借対照表においては、ダムが完成する迄の間は、有形固定資産の中の「建設仮勘定」に計上され、ダムが完成して引き渡しを受けると、無形肯定資産の中の「ダム使用权」という勘定科目に振り替えられることになる（別添資料 平成15年度埼玉県水道用水供給事業貸借対照表参照）。

また、総勘定元帳内訳簿では、ダム完成前の既支出の工事負担金は、有形固定資産（款）、建設仮勘定（項）、水道用水供給施設建設事業費（目）、無形固定資産ダム使用权（節）に計上されていて（別添資料）、将来ダムが完成すると同時に、それまでの既支出額が無形固定資産（款）の中のダム使用权（項）という勘定科目に振り替えられるのである（別添資料）。

既支出の建設負担金についてこうした会計処理が採られているのは、ダム使用权設定予定者の地位に財産的価値があること、そして、その財産的価値の實質はダム完成後に設定されるダム使用权と基本的には異ならないことに着目したものであり、これを財産管理の対象に含める必要があることは明らかと言える。

以上